

第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月9日(火) 午後2時00分から午後3時24分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (23名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通		
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	城後 公一

4. 出席最適化推進委員 (14名)

		6番	中島 敏彦	10番	下川 栄一
13番	中嶋 壽敏	14番	松延 清隆	19番	松崎 保元
20番	井上 元己	24番	田形 隆徳	26番	堤 政信
30番	田中 勝之	32番	野中 敏成	36番	野中 円三
38番	原 義博	40番	東 正洋	45番	森松 利博

5. 欠席委員 農業委員 (1名)

3番 松尾 健一

6. 欠席委員 最適化推進委員 (1名)

3番 平井 照也

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 5号 農地法施行規則第29条の規定による報告について
 議案第11号 農地法第5条の規定による許可処分計画変更について
 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 原 知輝 黒木
 支所 渡部 真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 葉山 多恵子
 星野支所 江藤 繁徳 矢部支所 堤 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 緊急事態宣言は解除になりましたけれども、まだまだ油断は禁物か
 と思いますので皆様方体調管理には十分注意をしていただきたいと思
 います。推進委員さん方、先月は緊急事態宣言ということで欠席とい
 うことをごさいましたけれども、本日よりまた再度1/3の出席、15
 名の方の出席を願っております。よろしくお願いをいたします。本日
 は令和3年第3回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各
 位にはお忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。
 ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着席 ）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員 23名、
 農地利用最適化推進委員 14名 であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。
 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、18番
 中村善徳委員、20番 中村輝義委員を本日の会議の議事録署名委員
 に指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては8件です。解約のあった土地15筆のうち田13筆、畑2筆、合計面積は12,172㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>3ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明します。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次の番号2番および6ページの番号16番は下限面積関連のため一括審議といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>すいません。説明の前に議案書の訂正をお願いします。3ページの2番の譲受人の耕作面積が1,281㎡記載されておりますが、こちらが正しくは2,257㎡となります。加えまして6ページの16番の譲受人の耕作面積1,281㎡が正しくは2,257㎡になります。修正のほどよろしくをお願いします。</p> <p>それでは2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>続けて6ページ16番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの3年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>2番、16番の申請地の合計面積2,282㎡、合計耕作面積は4,539㎡となりますので下限面積については問題ございません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということで所有権移転売買の申請です。以上でございませぬ。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号5番と6ページの番号17番は下限面積関連のため一括審議といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>座って説明をさせていただきます。5番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>続けて6ページ17番についてご説明いたします。(議案書朗読)貸人と借人との10年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>譲受人はサツマイモの作付けなど農業を経験しており、所有地で野菜の栽培をされております。今後稲作や野菜の作付けを行われる予定となっております。所有権移転および使用貸借権設定後の合計耕作面積が4,452㎡であり、下限面積については問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。こちらは空き家に付属する農地となっており、空き家を購入されるのに伴い行われる申請となっています。譲受人は農業の経験はありませんが、ご家族ともに移住され、自家消費程度の野菜の栽培を計画されてあります。農機具等の購入を予定されており、農業への研修の参加も希望されております。また取得した農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書も添付されております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。7番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の農業廃止と譲渡人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止譲受人との所有権移転売買の申請です。譲受人は黒木町のご出身で、今度実家のある黒木町に戻り農業に専念されるため経営拡大の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 5ページをお願いします。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>座ってご説明させていただきます。11番について説明いたします。 (議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移 転売買の申請です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番について説明いたします。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大 と譲渡人の農業廃止による所有権移転売買の申請です。ご審議のほど よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	13番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請ですご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。
事務局	14番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議方お願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の16番、17番は審議済みです。8ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が1件ございます。 番号1番、(議案書朗読)こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第5号 農地法施行規則第29条の規定による報告についての番号1番事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。番号1番は農地を農業用施設に転用する場合のうち、自己の農地の利用または保全上必要な施設に転用する時は、その転用面積に関係なく許可を要しないこととし、畜舎、作業場など農業経営上必要な施設に転用するときは、その転用面積が2アール未満の場合には許可を要しないこととされています。今回この許可を要しない場合に該当し、農業委員会に届け出ることは法令上の義務ではございませんが、農家台帳を管理するために報告をさせていただいております。 それでは申請地の場所は、西日本短期大学附属高校北側から150</p>

	<p>mほど北へ進んだ農地になります。（議案書朗読）農業用倉庫用地として利用されます。農業倉庫につきましては、約70㎡のプレハブ倉庫です。倉庫には、お茶用乗用摘採機や防除機が格納されます。昭和61年11月に父である所有者と農地法3条の貸し借りをし、これまで耕作をされています。隣接農地はありません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>10ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第11号 農地法第5条の規定による許可処分の計画変更について、事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第2種農地と判断します。場所につきましては、室岡のローソンから南に300mほど進んだ農地になります。令和元年9月27日に申請人が、建売住宅用地4区画として利用するため、農地法第5条の許可を受けた土地です。（議案書朗読）従前の面積より大きい面積の方が、顧客のニーズが高いということから2区画を1区画とし、全体区画を4区画から3区画への変更申請がされているものです。隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p> <p>現地を調査した結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は東側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>はい。5条の許可が下りたのが令和元年の9月ということなのですが、許可が出たときから今までの1年半の間に何か報告等がありましたか。</p>

事務局	<p>事業自体については着工から3ヶ月経ったときに工事の進捗状況の報告をしていただいて、その1年後にまた報告していただき、そこからは1年ごとに報告をしていただくような形になっております。今回のものにつきましては1年半ということですので、3ヶ月目と1年後に報告されてあるかを確認したいと思っております。</p> <p>それからどうして期間が長くなったのかということについても申請者に聞いていきたいと思っております。</p>
農業委員 21番	<p>報告がない時には催促する等のことはおこなっていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>先程の話になりますが、言われたように工事の進捗の報告が出てないとかおかしいと思われることがあった場合には、督促や確認等をしていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>先程ございましたように、まず許可を受けてから3ヶ月後、それから1年後、これが完了までの間に報告しなければならないと許可の条件に付されております。その中で令和元年の9月に許可が出されてあるならば、令和元年の12月に進捗状況の報告、それから1年後の令和2年の12月に進捗状況の報告がなければ督促を行っております。その中で、大きく工期から離れるようでしたら、内容等の聞き取り、工事期間の変更等の計画変更の指導をさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
農業委員 21番	<p>今の答弁は12月に出しているのですね。出さなければならなかったのか、それとも出してあったのならばその証明書をお願いします。</p>
事務局	<p>そこにつきましては県の方が督促をしております。</p>
事務局	<p>すみません。工事の督促ならびに進捗状況の報告についてはこちらの手元にはなく、事務所でしか確認が取れないような状況ですので、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>この場で督促をしたかどうかについては確認が取れませんので後日委員さんの方に報告をしたいのですがよろしいのでしょうか。</p>

<p>農業委員 21番</p>	<p>議案として提案することですので、今度からは確証が取れたことをこの場で発言するようにお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>度々申し訳ございませんけれど、確認をいたしまして、もしされていないようであれば是正をしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>すいません、補足で発言させてもらいます。委員の皆様には大変ご迷惑をかけております。本案件判断するにあたって、文書が出ているかについては県が管理していることなので直接的には関与ないかもしれませんが、ここの案件を扱う以上、事務局側としては確認しておく内容とこのご指導を受けて把握したいと思いますので、今後案件の関連関係にも精査させていただいて確証をもって言えるような対応をしたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>今の答弁でよろしいでしょうか。</p>
<p>農業委員 21番</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 11ページをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理についての番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>座って説明させていただきます。申請地は、矢部支所付近の点滅信号から市道宮ノ尾・御側線を約4km進み、左の市道女鹿野線へ約400m進み、右の林道堤・女鹿野線へ400m進んだ右側の農地になります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該</p>

事務局	<p>当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を高齢で耕作困難なため杉を植林したいということで申請をされています。隣接農地の同意もあります。</p> <p>2月15日に現地調査を行った結果、申請地の東側及び南側は山林に囲まれており、隣接農地の承諾もとってあります。排水は自然流下及び地下浸透で、問題ないと確認しております。以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。申請地は、矢部体育館からダム沿いに約500m進み、右の市道桑ノ平線から約5km進み、県道浮羽石川内線を約100m進んで左に曲がった農地となります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を畑としての収益性がないためクヌギを植林したいということで申請をされています。隣接農地は無く、同意は不要となっております。</p> <p>2月15日に現地調査を行った結果、申請地の北側及び西側・東側を山林に囲まれております。排水は自然流下及び地下浸透で、問題ないと確認しております。以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>1 2 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理についての番号 1 番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地は、八女市本村にあります福島中学校より西へ 5 0 m ほど進んだ農地になります。農地の区分は、農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「用途地域」が定められた農地であり、第 3 種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から賃借されまして、貸店舗用地 2 棟として貸し出しするための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれています。</p> <p>2 月 2 4 日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は南東にある側溝及び西側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 2 番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市祈祷院と柳島の間にあります星野川橋より久留米立花線を久留米方面に 5 0 m ほど進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第 2 種農地と判断します。（議案書朗読）こ</p>

事務局	<p>の土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地3棟16戸として利用するための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は西側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>申請人の職業が公務員ということなのですが、資金的には大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>資金的には融資証明で確認が取れております。</p>
議長	<p>他に異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市津江にあります国道3号線の花宗団地交差点より立花方面へ50mほど進んだ農地になります。以上でございます。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第2種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により西側側溝に排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市平にあります平郵便局より東へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から使用貸借で専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は南側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります今山公民館より西へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は南側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市祈祷院と柳島の間にあります星野川橋の立花方面の端から東へ200mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅及び作業場・倉庫用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は東側にある溜柵から側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市黒土にあります黒土公民館より東へ200mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下及び北側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡にありますパチンコ店スタジアム2001八女店の東側駐車場の南側に隣接している農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって第3種農地と判断します。以上よろしくお願いたします。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、2棟10戸の共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく、水利の承諾はとれています。</p> <p>2月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は新規計画の溜桝を通して南側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>9番について説明いたします。場所は黒木町の国道442号線バイパス沿いにありますドラッグストアコスモスの南側に位置する農地になります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が、賃貸戸建住宅用地として利用するための申請です。水利委員の承諾はあります。隣接する農地はありません。</p> <p>2月29日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、南側の側溝へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号10番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、市道中通・草場・高山線沿いにある濱崎建設の東側に位置する農地でございます。（議案書朗読）こちらを譲受人と譲渡人の所有権移転売買による転用申請になります。目的としましては、建設資材の資材置き場として利用する予定とのことです。西側の建築資材置き場の通路より進入し、資材の積みおろし等を行うとのことです。また、雨水に関しては法面上部にブロックを設置し、南側の水路へと流す予定になっております。なお、隣接農地の同意は取れております。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は、原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺地域において居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は、問題ないと考えます。</p> <p>2月25日に事務局及び農業委員で現地確認を行っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

議 長	<p>続いて番号11番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>11番について説明いたします。申請地は県道八女香春線を八女市役所星野支所よりうきは方面へ2kmほど進んだ県道沿いの農地になります。農地の区分は、農用区域内にある農地以外の農地であって第1種農地および第3種農地のいずれにも該当しない農地であり第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲渡人より譲受人が売買により取得され、農業用倉庫および資材置場用地として利用される計画です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月3日に地区の農業委員・推進委員さんと現地調査を行った結果、雨水は自然流下により東側の水路へ排水され、隣接地への影響等特段問題はないと確認しております。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>はい。倉庫を建てるということなら基本的には最終的な地目は雑種地にはならないと思います。他の議案にもあるように計画面積が広い場合には宅地と雑種地に分かれると思うのですが、申請があったときに宅地・雑種地等の地目の確認や分筆の指導・説明はしないのですか。</p>
事務局	<p>許可基準について分筆の指導の文言は入っておりませんので、こちらから「分筆しなさい」というような指導はできないと思っております。</p>
農業委員 21番	<p>指導ではなくてもアドバイスはできないのですか。雑種地と認められればかかる税金が宅地よりも安くなると思うので。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃることもわかりますが、こちらから不必要な分筆を指導するということが許可の申請を受け付ける中で行うことはできません。もちろん分筆して転用申請を行うことはできますが、それは申請者自身が決めることでありますので。</p> <p>課税等の件があることは私共も承知しております。農地転用は必要な面積しか認めませんので、過剰であれば分筆を行うか地目をどうす</p>

事務局	るかなどについては通常より転用相談の際に確認・助言はさせていただいております。
議 長	今の答弁でよろしいでしょうか。
農業委員 21番	はい。
議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。 (閉会宣言 3時24分) 令和3年3月9日 議 長 城後 公一 18番 中村 善徳 20番 中村 輝義